

奈良県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	東内 茂雄	橿原市四条町六八四
〃	卜部 定良	〃 三二八一
〃	池田 一弘	〃 一九二
〃	奥田 勝康	〃 七〇六一三
〃	卜部 綾子	〃 三五〇
〃	高木 奈良雄	〃 六五二一七
監事	松井 光男	〃 二〇二
〃	喜多 治	〃 五五三
〃	豊田 剛司	〃 七〇五一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 治	橿原市四条町五五三
〃	西川 潔	〃 三六五
〃	奥田 政司	〃 六六九・六七〇
〃	高木 良実	〃 四九〇一
〃	中谷 英次郎	〃 二〇〇一二
〃	邊方 幸夫	〃 七八八一
監事	浅田 善嗣	〃 三六〇
〃	浅田 昭史	〃 五〇七・五〇八
〃	石田 由紀	〃 六七二